

◆資源・環境対策事業

南西諸島マチ類資源回復計画への取り組み

八重山農林水産振興センター 中村勇次

1. 目的

南西諸島マチ類資源回復計画は、平成17年度から21年度までの5年間の取り組みであることから、平成22年度以降の新たな計画を策定中である。同計画は、八重山地区の漁業者にも関わってくることから八重山地区での調整を主として取り組むこととした。

2. 材料及び方法

南西諸島マチ類資源回復計画は、沖縄県と鹿児島県が取り組む広域の資源回復計画である。沖縄県内でも2ヶ所の保護区が設定されており、うち1ヶ所は与那国島南西にある沖ノ中ノソネである。当該資源回復計画は、平成21年度で一端終了し、新たな資源回復計画が平成22年度から策定される予定である。これに向けて、八重山漁協一本釣研究会、県水産課、沖縄県漁連、水研センター石垣支所、西海区水産研究所と連携して資源回復計画に取り組むことにした。

3. 結果及び考察

4月25日に八重山漁協で八重山与那国地区合同協議会を開催して、沖ノ中ノソネの利用について協議した結果、新たな計画では期間禁漁（11月～3月までを禁漁）にすることで決定した。

新規保護区として多良間周辺の保護区について検討するため、7月14日に八重山漁協で八重山宮古地区合同協議会を開催したが、設定しようとする保護区の禁漁期間で意見がかみ合わず結論に至らなかった。8月17日に今度は宮古島漁協で同合同協議会を開催したところ、激しく意見がぶつかり合い、最終的に水納北保護

区は1月～6月禁漁、第二多良間堆東は周年禁漁にすることで決定した。

10月から11月にかけて八重山漁協一本釣部会、与那国町漁協で地区協議会を開催し、保護区解禁後の操業制限について話し合った。

12月10日と2月8日と3月19日の3回、用船によるマチ類保護区（沖ノ中ノソネ）巡回を実施した。3回とも台湾船などの船舶は確認されなかった。保護区内での魚探反応では、マチ類と思われる反応が確認された。

4. 今後の課題

南西諸島マチ類資源回復計画は、沖縄県と鹿児島県で実施している広域の資源回復計画である。本県は鹿児島県と違って周年禁漁の保護区しかないため、5年保護区を設定しても漁業者の資源に対する実感がない。対して鹿児島は期間禁漁のため、効果を実感し禁漁期間の変更や延長などを検討しているとのこと。

八重山地区では、さらに西表島南西のサキヤマゾネで4月～6月の禁漁期設定を検討していたが、新たな計画には間に合いそうにない。八重山地区での同意が得られ次第保護区として追加したい。

解禁後に保護区で操業する場合には、操業予定者リストに記載される必要があるが、八重山漁協では一本釣部会員意外への周知不足がある。

また、引き続き遊漁船業者などへの制度の周知が必要である。



① 12月10日保護区周辺の様子



⑤ 2月8日航跡記録用の携帯GPS



② 12月10日保護区でのGPS画像



⑥ 2月8日保護区でのGPS画像



③ 12月10日久部良漁協へ帰港



⑦ 3月19日出航前の様子



④ 2月8日保護区周辺を航行する貨物船



⑧ 3月19日保護区でのGPS画像